

今回は、令和8年3月24日(火)AM10:30～12:00:AP東京八重洲ビル内10階にて開催予定の第6回ラビドール御宿・東京セミナー講演内容の概略を紹介します。

講演1.財務諸表の主な用語及び運営の3本柱

Vol.74で、貸借対照表や正味財産増減計算書を説明しておりますので、ご参照下さい。(ラビドール御宿ホームページをご覧ください。)

ここでは、有料老人ホーム運営の3本柱である「入居一時金」「管理費」「介護保険収益」を説明させていただきます。

「入居一時金」

入居一時金は、利用権方式の契約で入居後の一定期間の居住費を事前に支払う有料老人ホーム特有のシステムで、償却は入居一時金の償却期間が定められている中、初期償却を除いた残額を均等割りで償却します。

ラビドール御宿は、終身利用権を契約の中で約束しているため、入居から生涯にわたって一般居室及び共用施設を利用できる権利を有します。

居室はSタイプ・Mタイプ・Lタイプの3種類ですが、面積や階数などにより価格は変わります。また60歳から75歳以上の年齢による逡減方式を採用しています。

ご夫妻様、ご姉妹様、親子様のお二人入居の場合は、年齢の若い方が基準になります。

用途及び算定根拠として地代、建設費、借家代等を基礎とし、平均余命を勘案した想定居住期間等に係わる家賃相当額になります。

「管理費」

管理費の用途は、建物及び共用施設等の維持・管理・事務管理部門の人件費、健康管理費、備品消耗費、教養娯楽費、事務費、入居者に対する日常生活サービス等に係わる人件費になります。

ラビドール御宿の管理費：

〔一人入居の場合〕	〔二人入居の場合〕
92,400円/月額(税込み)	127,600円/月額(税込み)

「介護保険収益」

介護保険の特定施設として指定を受けた有料老人ホームに入居している方が要支援・要介護認定を受けたときに入浴、排泄、食事などの介護や療養上の世話を行います。

要介護1～要介護5の方に提供されるサービスが特定施設入居者生活介護で、要支援1と要支援2の方に提供されるサービスが介護予防特定施設入居者生活介護になります。

ラビドール御宿は、介護保険保健事業者番号：千葉県指定第1277400048号を千葉県から指定を受けています。

この他にも、入居者がいかに自己実現に努力されている所も説明させていただきます。

以上